

小城市の学校給食小食運営方針（案）

1 小城市が目指す学校給食の定義

学校における「食育」の観点から展開する教育の分野であり、子どもたちの健全な発育に必要な食事を提供することを目的とする。

2 学校給食の運営方針

学校給食施設に配属されている正規調理員については、「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」（平成 20 年 3 月）により定年退職等に伴う正規職員は不補充となっており、現在の正規調理員率は 3 割程度のため、今後の基本的な運営方法として以下を進めていきます。

（1）学校給食の運営方法

① 行政改革の視点も踏まえ、長期的視点に立って、民間活力の導入を図る。

- 学校給食の質の低下をさせないよう食に関する指導及び安全の確保、法令を遵守することを十分踏まえた上での民間委託への移行

② 給食費に関する業務は、教育委員会事務局と学校が連携して取り組む。

- 給食費の徴収は、積み上げ方式

（学校→給食センター→給食運営委員会の 3 段階）により実施。

- 会計報告は、①学校単位で保護者へ、②給食センター単位で各学校へ、③市単位で給食運営委員会への 3 段階で実施。

3 学校給食施設の整備

小城市学校給食センター・三日月小・牛津小・砥川小の給食施設で、小城市学校給食センターを除き、竣工後 30 年以上経過しており老朽化が進んでいることから、施設の維持管理が厳しくなっている。また、芦刈給食センターを除いたすべての施設において「学校給食衛生管理基準」に適合していないため、以下の施設整備計画を進めていきます。

（1）学校給食の施設整備計画

① 効率性・行政負担を考慮して、集約化した給食センター方式へ移行。

② 将来の児童生徒数の減少を考慮した施設整備を行う。

- 小城学校給食センター（H8.3 築）

- 三日月小給食室（S63.12 築・H19.3 増築）

- 牛津小給食室（S60.2 築・H14.3 増築）

- 砥川小給食室（S63.3 築・H22.8 増築）

- 芦刈給食センター（H24.3 築）

安全・安心な学校食
の提供ができる給食
センター建設を検討

→ 現施設の利用継続
(将来はセンター方式へ移行)

<補足>

- ① 平成 25 年「小城市学校給食審議会」により学校給食の運営について、効率性・行政負担を考慮しセンターへの集約化の答申が出されました。

※別添 別紙 1 にて小城市学校給食審議会要約

- ② 平成 28 年度定例教育委員会にて、小城市の学校給食運営方針について協議し学校給食施設の集約化について承認されました。

1 小城市が目指す「学校給食」の定義

- (1) 学校における「食育」の観点から展開する教育の分野であり、子どもたちの健全な発育に必要な食事を提供することを目的とすると共に、学校と家庭が連携して「食育」活動を推進できるよう最大限の配慮と努力を行う。
- (2) 学校給食法に定義する幼稚園、小学校、中学校で公立（市立）学校に通う園児、児童、生徒に提供する。
- (3) 行政は安全でかつ衛生的で美味しい給食を、公正かつ安定的に提供される環境を構築する。
- (4) 保護者は、食材費（給食費）について負担する義務を負う。

2 学校給食の運営

- (1) 学校給食のあり方は、人的・施設的に集約化した給食センター方式に統一する。
- (2) 給食センター方式では、「食育」を幅広く推進できる中核施設とする。
- (3) 長期的視点で民間活力の導入を検討すること。
- (4) 新たに給食センターを建設する際には、学校施設の隣接地が望ましい。
- (5) 新たに給食センターを建設する際には、学校・栄養士・給食調理員及び保護者の意見を踏まえて検討すること。
- (6) 給食センターの運営に関する市民への情報公開について、万全を期すこと。

3 給食運営委員会のあり方

- (1) 統合、一本化すること。
- (2) 給食費の徴収業務については、積み上げ方式（学校→給食センター→運営委員会）のシステムを研究・開発すること。
- (3) 会計報告について、学校単位（保護者へ）→給食センター（学校へ）→市単位（運営委員会へ）の3段階で行う。
- (4) 下部組織として、献立委員会、衛生管理委員会などを置く。
- (5) 組織構成は、地域や保護者と連携しやすい体制を検討すること。

4 学校と給食センターとの関係

- (1) 行政は、学校給食の実施者であり、学校給食の調理場である学校給食センターを運営する。
- (2) 学校長は、学校給食の実践に係る管理者であり、学校は食材費である給食費を保護者から徴収する。
- (3) 学校は、保護者から徴収した給食費を給食センター口座に振り込むと同時に、未納者及び滞納者についての管理を行う。
- (4) 学校は、運営委員会及び行政と連携して督促を含む徴収活動を行う。
- (5) 学校は、給食の内容や給食の実践に関する子どもや保護者の意見、要望をまとめて、給食センターと情報交換を行う。
- (6) 学校給食センターは、給食費を適切に管理し、子どもたちの発育状況に応じ

た献立を作成し、それに必要な食材、資材を調達して給食を作り、学校に提供する。

(7) 学校給食センターは、学校との情報交換を密に行い、食育に関わる啓発活動等、学校への積極的な協力・支援を行う。

5 食物アレルギーへの対応

(1) 食物アレルギー対応は、原則として除去食による献立メニューを作成し、対象となる子どもが摂取する栄養価が低下しないようにできるだけ配慮する。ただし、給食施設で除去食に対応できない場合は、献立表などでアレルギー対象項目を標記することで対応する。

(2) 食物アレルギー対応は、保護者から提出された医療機関の診断書などの証明に基づいて行う。

(3) 多種類の食材・素材へのアレルギーを示す子どもについては、個別メニューでの対応ができないため、保護者による弁当提供を原則とする。

6 給食費の徴収方法

(1) 学校校納金と一緒に保護者口座から学校口座へ振替を行う。

(2) 行政・学校から機会あるごとに保護者へ向けて啓発を積極的に行い、滞納できないような環境づくりや滞納に陥りやすい保護者のフォローアップをできるようなシステムづくりをしていく必要がある。